資料６

循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定について
[大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会報告]

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会長

平成30年９月７日に知事から諮問があった、大阪府循環型社会形成推進
条例第12条に基づく「リサイクル製品の認定」について、同日にリサイクル製品認定部会を開催し、審議を行った。

「大阪府環境審議会条例」第６条第７項及び「大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領」第３（５）の規定により、同部会の決議を本審議会の決議とし、同日付けで答申を行ったので、同要領第３（６）の規定により報告する。

平成30年度大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会(第１回)の概要

|  |  |
| --- | --- |
| **募集期間** | 平成３０年６月１８日～７月１３日 |
| **申請製品数** | １０製品※１ |
| **製品概要** | * 廃木材と廃プラスチックを使用した建築用製品（エコマーク商品）
* 廃棄瓦を使用した土木・建築用製品
* 再生プラスチックを使用したプラスチック製品
 |
| **諮問日** | 平成３０年９月７日 |
| **部会開催日** | 平成３０年９月７日 |
| **審議結果** | 諮問のあった製品については、すべて認定することが適当と認めた(別紙参照)。 |
| **答申日** | 平成３０年９月７日 |

　　※１）第１回は再申請のみ受付

答申を踏まえ、平成30年10月１日付けで大阪府が10製品を「大阪府
認定リサイクル製品」として認定。

参考１ 大阪府リサイクル製品認定制度について

対　　象：府内で排出された循環資源を使用して国内で製造した製品

手数料：１申請につき18,000円

基　　準：リサイクル製品認定要領で認定基準を定める。
（循環資源の配合率、環境等への配慮、各種規格等への適合など）

認定期間：３年（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊等を原材料とする再生舗装材については平成31年２月末まで）

参考２ 認定マーク

参考３ 認定製品数（各年度末）の推移について

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30.10末現在 |
| 認定製品数※１ | 269（185） | 276（192） | 272（206） | 262（209） | 274（231） | 265（230） |
|  | なにわエコ良品ネクスト※２ | － | － | 16 | 23 | 66※３ | 66※３ |
|  | なにわエコ良品 | 269 | 276 | 256 | 239 | 208 | 199 |

※１）（　）内は、コンクリート塊等を原材料とする再生舗装材を除く件数

※２）認定製品のうち、製造者により使用済み品が回収され、繰返しリサイクルされるものを

「なにわエコ良品ネクスト」として認定（平成27年度から認定）

※３）家具、強化磁器食器(学校給食用・病院用)、消火器など